



街頭で支援を訴える近畿の原告と支援の仲間

20条のたたかい 大阪・夏の陣

7月20日、大阪国労会館において、「郵政労働契約法裁判1周年学習決起集会」が開催されました。近畿地本、中国地本の組合員、地域共闘の仲間ふくめて90人以上が参加。提訴1年を機に、再度20条裁判の意義と課題を学習するために開催しました。支える会呼びかけ人の一人、西谷敏・大阪市立大学名誉教授による講演が行われ、西日本裁判の弁護団から森博行弁護士が裁判の現状報告がありました。次回、西日本裁判は9月17日に大阪地裁で第5回口頭弁論が開かれます。

集会にさきがけて、大阪駅前のヨドバシカメラ前で1時間、情宣活動を行いました。マイクを通して郵政職場における非正規雇用の実態を報告、均等待遇実現の必要性を強く訴えました。近畿地本では、毎月20日を20条デーとして情宣活動を行っており、恒例の取り組みとなっています。今回は、「非正規差別NO!」とプリントしたそろいのTシャツを着てはじめての街頭情宣です。道行く人の注目を集めながら「ルーアピール、ビラ配りを行いました。衆議院で強行採決された、戦争法案反対のビラも併せて配布しながら、安心して働くことのできる職場、戦争を許さず、安心して生活できる社会の実現を訴えました。

午後2時から、大阪国労会館(大阪市北区)において学習決起集会を開催。「郵政20条裁判の意義と課題」をテーマに西谷先生の講演が行われました。正規雇用か非正規雇用かで差別を禁止している労働契約法20条ですが、程度により差別を許容する学説も出されています。その影響か、労契法20条で争っているハマキョウレックス事件で、5月29日に滋賀地裁で原告敗訴の判決がだされました。差別を許さない原則を確立していく必要がある、と西谷先生は郵政20条裁判の闘いの意義を訴えられました。

おおさかユニオンネット・垣沼議長、大阪全労・協竹林事務局長、大阪労連・嘉満事務局長が共にたたかう連帯の挨拶を行いました。

最後に、当日参加の原告5人から挨拶がありました。原告からは、「車がほしい、と家で話しているが、年収の半分が飛んでしまう、とても買えない」「正社員、非正規社員でこれだけ待遇が違うのはどう考えてもおかしい」と訴えがあり、原告団はみんな元気に闘いぬく決意が示されました。

また、当日、会場で郵政以外の職種で働く非正規雇用の労働者からも相談も寄せられました。今後、地域共闘の労働組合とともに20条裁判を闘っていく方向性も確認され、均等待遇を求める闘いが着実に広がっていることを実感しました。

西日本裁判は昨年6月30日に提訴して以降、4回の口頭弁論が行われ、4月に裁判長が交替してから1回の進行協議が行われました。次回は9月17日第5回の口頭弁論が大阪地裁で予定されています。

非正規差別を許さず、郵政20条裁判の勝利で均等待遇を推し進めていきましょう。正社員がいなくなり、一生派遣を強いられる、派遣法の改悪や、残業代ゼロ、金銭解雇など安倍政権が目論む労働法制の改悪を許さない闘いを全力で取り組みましょう。

“オール千葉”で支える会結成

ナショナルセンターの違いを超えて多くの労組や団体、仲間によって、「労働契約法20条を活かし均等待遇を実現する千葉の会」が結成されました。労契法20条を活かす会(略称)は、郵政やメトロコマースの労契法20条裁判の支援にとどまらず、有期雇用を理由とした処遇格差を禁止している労契法20条を活用した闘いを広げ、連帯していくことを目的としています。

6月11日の結成集会は、呼びかけ人の松本千葉労連議長の挨拶で始まり、同じ呼びかけ人の中丸弁護士(千葉県労働弁護士会会長)が労契法20条の内容・活用の重要性と「労契法20条裁判」の意義について話されました。

労契法20条裁判を闘っている東京メトロコマースの原告・後呂さんやJAL闘争団の桑原さん、50歳雇い止めの撤回を裁判で闘っている市進学院の並木さん、非正規が拡大している医療職場の仲間等から非正規の実態と闘う決意が報告されました。千葉県内で非正規労働者を組織しているなのはなユニオンの鴨委員長からは、千葉県内でも労契法20条裁判を準備していることが報告されました。

郵政の20条裁判の原告を代表して宇田川さんは、非正規差別をなくし均等待遇を実現するために闘う決意と裁判への支援を訴えました。最後に、呼びかけ人の堀川千葉県共闘会議議長が閉会の挨拶をして集会は終わりました。



労契法20条を活かす会は既成の労働組合の枠にとらわれず企業を超えた非正規労働者との連帯、共闘を積み上げながら非正規差別の解消と均等待遇の実現をめざしていきます。

中丸弁護士、松本千葉労連議長、堀川千葉県共闘会議議長が世話人に選出され、事務局は郵政ユニオンが担います。

広がる20条のたたかい

千葉で20条裁判始まる

千葉県内陸バスの非正規社員が、県内で非正規労働者を組織している「なのはなユニオン」に加入し、正社員との処遇の格差は労契法20条に違反するとして、7月8日、格差の是正を求めて千葉地裁に提訴しました。6月に結成された「20条を活かす千葉の会」はこのたたかいを全力で支援していきます。

20条を武器に成果をかちとる！

(支える会に寄せられた報告です)

私ども民放労連京都放送労働組合は、ことしの春闘で契約法20条を主張して正社員カメラマンのみ取得の早出手当(早朝6時まで900円、7時まで700円、8時まで500円)を非正規組合員のカメラアシスタントにも適用せよと2年がかりで闘って きました。

その結果ようやく会社の強い壁を破り、早出手当支給回答ではなく非正規労働者のベアとなる時間給を12円アップさせる回答をひきだしました。

早出手当要求を追及する中で時間給増を勝ち得たことは高く評価しています。闘いの中で「20条違反の訴訟を考えている」との追及が功を奏したといえます。

民放労連 京都放送労働組合

◆今後の裁判の日程

- 第8回東日本裁判
(進行協議・傍聴なし)
* 9月2日(水) 14時
* 東京地裁民事19部
- 第6回西日本裁判(口頭弁論)
* 9月17日(木) 11時
* 大阪地裁810号法廷
- メトロコマース裁判
* 9月10日(木) 10時
* 東京地裁705号法廷